

IV. 総括

～日本において政治分野における男女共同参画を推し進めるための示唆～（三浦 まり）

日本への示唆

本書はイギリスとフランスの調査結果を報告し、また IDEA や IPU、OECD 訪問から得られた教訓や提言を紹介してきた。それぞれの国では実情に応じたユニークな制度を構築しており、それはその国の既存の制度や文化、社会的背景から編み出されたものである。好事例をそのまま日本に取り込んでもうまく機能するとは限らない。そこで第 IV 章では、日本の現状に即しながら、どのような制度改革や取組が日本でも可能であり、また効果があるかという観点から、主に政党と議会について、海外調査から引き出される示唆について述べていきたい。

示唆 1：党首が強いリーダーシップを発揮する

イギリスとフランスの女性議員比率が日本のそれを大きく引き離している最大の要因は、党首が強いリーダーシップを発揮し、女性候補者を積極的に擁立する姿勢を打ち出している点だ。重要なのは、党首自身がメッセージを発信すること、そして具体的な措置を講じることの 2 点である。

日本では、立憲民主党が 2019 年の参議院選挙の比例代表候補の 40% は女性にすると表明し、長妻昭選挙対策委員長は市民集会にて 2019 年を「パリテ元年にしたい」と表明した¹。このようなメッセージ発信は画期的である。しかしながら、本調査から言えることは、党首が自ら発信をすることの重要性である。そして、数値目標だけではなく、それを担保する具体的な措置を講じた上で、立候補の可能性がありそうな層にメッセージを届けることである。

イギリスもフランスも目標値は 50:50 であった。「政治分野における男女共同参画推進法」に謳われている男女の数の均等（パリテ）にちなみ、日本においても党首が「パリテ宣言」を打ち出すことが効果的である。

キャメロンとマクロンの取組

イギリス保守党のデーヴィッド・キャメロン党首は男女の候補者比率を 50:50 とすることを目標に掲げ、そのために女性候補者のリストを「優先リスト」として党本部に作成させた。選挙区の党組織が女性を擁立したいと考えた場合は、この「優先リスト」から適任者を探し出せる仕組みとなっている。

キャメロンの例は、党首がまさしく「パリテ宣言」を出し、それを実現するための具体的な措置も提示した点で、潜在的な女性候補者層に真摯なメッセージが伝わるものとなっている。

¹毎日新聞 2019 年 1 月 30 日

(<https://mainichi.jp/articles/20190129/mog/00m/010/023000c?pid=14516>)（最終閲覧日：2019 年 3 月 15 日）。

る。ちなみに労働党は1990年時点ですでに労働党女性議員比率を10年間で50%にするという目標を党大会で決定している。

フランスでは、共和国前進のエマニュエル・マクロン党首がパリテを掲げ、女性たちに候補者として立ち上がってくれるようビデオ・メッセージを発出した。このビデオが公開されるとともに、公募の女性比率が13%から29%に急増したことからも、いかに効果的なメッセージだったかが分かる。

このように、イギリス・フランスの両国において、政党を超えて党首のリーダーシップは重要であった。そして、キャメロン、マクロンともに、自らの姿勢をビデオ・メッセージで効果的に発信している。注意すべきは、党首が女性議員増加を心底願っている姿勢を見せる必要性である。選挙対策等の思惑から、女性を利用しているだけだと思われたら、むしろ逆効果であろう。日頃からの言動が伴わなければ説得力はないのではないだろうか。

また、新人女性議員がハラスメントに遭いやすい現状を踏まえると（詳しくは後述）、党首が責任を持ってハラスメント対策を実施している姿勢を打ち出すことも、女性候補者の発掘には効果的である。フランスの共和国前進の反ハラスメント規定は参考になるだろう（Ⅲ.2.2 参照）。

超党派の取組

政党が女性候補者を見つけられるようにするためには、政党が自ら門戸を開くとともに、実際に声をかえていくことも重要である。立候補の決意に至る際には、多くの場合は政治に近い職業経験の中から政党幹部に可能性を見出され、声をかけられる。女性は、政党幹部から声をかえられやすい職業—職業、官僚、地方議員、ジャーナリスト、団体職員等—にそもそも少ない。また、女性は男性と比べて、自発的に立候補する傾向が低いことが研究では分かっており、だからこそ政党が積極的に「声をかける」ことが求められる。しかしながら、実際には女性は政党からは遠い距離にいるため、男性よりも声をかけられる機会が少ない。

イギリスではフォーセット協会が女性は男性よりも圧倒的に声をかけられるチャンスが少ないことを調査によって可視化し²、この男女格差を埋める試みとして50:50 Parliamentが#AskHerToStandを展開している。これぞと思う女性がいたら、他薦することを呼びかけるキャンペーンであり、誰でもHPを通じて他薦ができる仕組みとなっている。#AskHerToStandは超党派の活動で、活動の一部には政府からの資金援助も出ている。

日本でも政党が単独で、あるいは超党派の取組として、他薦キャンペーンを呼びかけることが考えられてもよいだろう。

示唆2：政党内の候補者選定過程を透明化する

政党内の候補者選定過程を透明化することは、女性候補者を掘り起こすために決定的に重要である。特定のコネクションがなければ政治家になれないと思われる限り、よほど

²Leah Gulhane and Jemima Olchawski, *Strategies for Success : Women's Experiences on Selection and Election in UK Parliament*, the Fawcett Society, 2018 (<https://www.fawcettsociety.org.uk/Handlers/Download.ashx?IDMF=b8a66d72-32a4-4d9d-91e7-33ad1ef4a785>)（最終閲覧日：2019年3月15日）。

強い政治的野心を抱く人しか政治の世界に足を踏み入れようとはしないだろう。政治家というキャリアの見通しがよくなり、候補者選定過程が透明化すれば、女性に限らず多様な人材が議会に参入するようになるだろう。イギリス労働党が女性指定選挙区を導入したら多くの女性たちが手を挙げたように、政党が変わることによって女性候補者の「供給」も変化していく。

翻って、日本の政党は候補者選定過程が極めて不透明である。政党の都道府県本部（県連）が大きな影響力を持っていることが多く、個別の候補者擁立は基本的にはケース・バイ・ケースである（庄司 2012; 堤 2012, 2019）。公募制を導入する政党もあるが、公募が唯一のルートではなく、それはあくまで補完的なルートにしか過ぎない。また、地方組織ごとにバラバラのやり方をしていることもあり、政治の世界に無縁の者にとっては敷居が高い。現職がほぼ公認されるというやり方も、新人の参入機会を狭めている。

例えば、自民党のHPには、候補者公募のページに「現在、公募情報はございません」とある（2019年3月3日時点）。県連組織が公募の実施に踏み切った際には、党のHPにおいても掲載される仕組みとなっていると思われるが、通年公募となっていないため、自民党から立候補したい人は候補者公募のページを頻繁にチェックする必要に迫られる。逆にいえば、公的情報源しか持ち得ない人は、そもそも自民党の候補者にはなりにくいことを示している。多用な人財開拓の観点からは候補者を取り逃がしているといえよう。

また、本調査による県連ヒアリングでは、政党地方組織の公募への評価が低いことも窺えた（II.2.2 参照）。イギリスやフランスの事例から学べることは、公募という方法に限界があるというよりも、望むような人財を集めるためには選定過程の透明性が欠かせないという点である。どのようなステップを踏めば候補者になれるのかを政党が示していくことが必要であろう。

イギリス保守党の取組

イギリス保守党の Women2Win は、国会議員になるためのステップを HP にて丁寧に紹介している（<https://www.women2win.com/being-mp>）。まずは HP に掲載された連絡先にメール又は電話で連絡を入れると、地元のしかるべき人物に紹介され、対面で相談することから始まる（ステップ1）。その後、申請書を提出する（ステップ2）。詳しい履歴書のほか、直近5年間の活動について詳しい人からの3通の推薦書も提出しなければならない。申請書が受理されると議会評価理事会（Parliamentary Assessment Board）の面接にまわる（ステップ3）。審査員には国会議員やベテラン政党ボランティアが入り、審査料は250ポンドで、5時間かけて適性を検査する。議会審査会の面接に進むためには選挙運動の活動歴が一定程度必要になる。この審査を通過すると承認リストに載り、選挙区の選定委員会とのマッチングが行われる（ステップ4）。この時点で Women2Win からのトレーニングや支援を受けられるようになる。そして、補欠選挙やその他の政党イベントを手伝うことが期待される（ステップ5）。最終的には立候補予定の選挙区の党組織の審査を受ける（ステップ6）。ここでは面接のほか、戸別訪問や街頭演説などの実務テストが課されることもある。

このように、ステップ3と最終段階のステップ6の2段階において面接審査が課される。

また、選挙などの地元の政党活動に関与してきた党歴も重要になってくる。審査を通過するのに必要なスキルに関してもある程度の共通理解が存在しており、Women2WinのHPでは保守党が候補者に求めるスキルとして、プレゼンテーション・スキル、コミュニケーション・スキル、インタビューや演説のうまさ、テレビやラジオでの対応のうまさ、個人的なブランディング、選抜審査でのパフォーマンスを挙げている。

フランス共和国前進の取組

フランスの共和国前進は基本的に立候補を希望する人はオンラインで申し込む。HPに詳しい説明があるので、政治経験のない女性にとっても敷居が低い。2017年の国民議会選挙の際には、オンライン公募を通じて1.9万件の申請があったという。共和国前進が男女同数の候補者擁立に成功した背景には、大量の女性たちの応募があったことが分かる。最終的な応募者の男女比率は約7:3と男性の方が多かったが、マクロンのビデオ・メッセージによって女性からの応募が急増したように、明確なメッセージを打ち出すことが重要である。さらに2019年の欧州議会選挙の公募では、2分以内のスピーチビデオの提出を求めている。プレゼンテーション・スキルやスピーチ・スキルを重視した党の方針を表すものとなっている。

示唆3：政党が議員養成トレーニングを実施する

候補者選考過程を透明化するという事は、政治家になるにはどのような資質やスキルが必要であるかを、政党自身が示すことにつながる。求めている能力像がある程度示せるのであれば、能力開発の機会を提供することによって、より多くの人が政治の世界へと導かれるようになるだろう。

日本では政治家個人が主宰する政治塾は盛んであるが、政党が提供する女性向け政治スクールは活発ではない。内容は講義などの座学が中心で、期間も短かったり、単発的であったりすることが多い。政党がスクールを展開する際には、その党の候補者選抜方針とプロセスを明確にし、それと密接に関わるプログラムを提供する必要があるだろう。政党の腰を据えた取組は、女性議員の数の増加だけではなく、質の向上にも資するはずである。

重要なポイントは、(1) 政党の政策理念から選挙運動の実践まで、体系的なプログラムを組むこと、(2) 参加に際して選抜を行う場合は、選抜基準を示すこと、(3) 参加費用を低く設定し、開催時間を子育てと両立できるよう配慮すること、(4) 参加する女性たちのネットワークや連帯感が醸成できるよう工夫すること、である。

イギリスの取組

イギリスの労働党は現在、ジョー・コックス・リーダーシップ・プログラム (Jo Cox Leadership Programme) として、参加費は無料の5か月のトレーニングを実施している (<https://labour.org.uk/members/jo-cox-women-leadership/>)。対象は党活動を一定程度経験してきた女性である。2016年発足時は1,000人の応募から55人が選抜されているため、この段階で相当絞り込まれていることが分かる。トレーニングには合宿も組み込まれており、

女性同士のネットワークが構築されることを狙っている。HPには、「これは個人の自己啓発プログラムではなく、ガラスの天井を打ち破ろうとする女性たちのネットワークだ」という卒業生のメッセージが掲載されているが、当プログラムの趣旨を端的に物語っている。卒業生は党イベントの企画・運営に携わっており、同プログラムは候補者発掘・養成だけではなく、党活動全体の活性化にも繋がっている。

労働党はこれ以外にも、友好団体のフェビアン協会がフェビアン女性ネットワーク・メンター・プログラム (Fabian Women Network Mentoring Programme) を 2011 年より実施している。こちらは 10 か月のプログラムで現在第 7 期生を募集中である (<https://fabianwomen.org.uk/mentoring/>)。

保守党は保守党女性機構 (CWO) がトレーニングを実施しており、2 か月で 1 つのコースを提供している。スピーチやメディア対応などのテーマ別のコースを受講生は複数回受講することができる。1 回のコースは 15 人程度と、労働党と比べると規模は小さい。しかし厳選された者が参加しているため、保守党女性機構のトレーニング受講生の 85% がその後、議員として選出されている。

また、保守党から立候補する際のプロセスは前述の通り HP で明記されており、最終選考を通過するためには、トレーニングを受けてスキルを向上させる必要がある。審査では、あらゆる政策分野について自分の見解を述べなければならないが、それは当然党の方針と一致していなくてはならない。そうした政策に関する勉強や、模擬議員立法もトレーニングの一部となる。最終的には、有権者にとって魅力のある候補者でなければならないので、「政策問題を個人的なストーリーと関連させて議論する能力」を求めているという (Ⅲ.1.2 参照)。

一般的に日本で理解されるイギリスの政党は党議拘束が強く、落下傘候補も多く、当選は候補者個人の資質よりも所属政党の党勢に左右される傾向が強いとされているが、労働党、保守党とも、候補者の選抜や養成には力を入れていることがわかる。イギリスの両政党が実施する数か月に渡るトレーニングは、対象者のスキル向上やネットワーク形成に寄与するだけでなく、党としての候補者選抜においても、よりじっくりと適性を観察する機会をもたらしている。そして候補者の選抜も養成も、それぞれ地域における党活動と密接に連携している。体系立った候補者発掘・選抜・養成を政党が行うには、個人商店の集まりのような議員政党から脱却し、政党として組織を地域に根付かせる方針を打ち立てることが前提となろう。

示唆 4：党内組織の男女比率を均等にし、女性議員の声を反映しやすくする

党内の組織改革として必要なことは、政党幹部や委員会幹部職に男女のバランスを意識して任命することである。

女性の公認を増やすためには、候補者選定委員会に女性が 3 割以上入ることは極めて重要である。男性だけ、あるいは女性は 1 人しか入っていない委員会では、男性目線から女性候補者が選抜されることになり、必ずしも女性有権者にとって支援したい人物が選ばれるとは限らないからだ (Ⅲ.1.2 参照)。党首が女性候補擁立に向けて積極的な姿勢をアピー

ルするのであれば、候補者選定委員会の性別構成もその方針に沿って変革する必要があるだろう。また、候補者選定委員会の性別割合を可視化する試みは、「政治分野における男女共同参画推進法」が要請するところでもある³。

また、党内において女性議員の声が反映しやすくなるように、女性たちの「安全空間」を作ることも重要である。イギリス労働党の女性会議や保守党の Women2Win はそのような場として機能している。女性議員としての共通の経験を語り、障壁を特定化し、具体的な制度改革の提言が生み出せるような活動基盤は日本の政党には用意されていない。党改革に向けて女性議員が1人で動いても、大きな変革を生み出すことは難しい。女性議員同士が党内で連帯できるような活動基盤を整備することが重要である。

海外の取組

イギリス労働党は1990年代より党内役職におけるクオータを実施している。保守党は選挙区の党組織の審査パネルに女性を1人入れるようにという努力規定がある。

示唆5：議員の働き方改革を進める

議会運営に関しては、IPUの「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を参照し、議員のワーク・ライフ・バランス確保の観点から、議員の働き方改革を進める必要がある。

特に、育児等の家族責任と政治活動が両立できるよう議会慣行を見直す必要があるだろう。重要な論点は、議会開催日程、育児・介護休暇、欠席の取扱い、託児室整備・授乳への配慮である。

(1) 議会開催日程

地方議会は会期が決まっており、徹夜国会のような事態も発生しないため、家族責任との両立はしやすいといえるが、政局が絡む国会では審議日程の予見可能性は低い。しかしながら、国会の審議日程は家族責任を抱える議員だけでなく、国会審議の準備に関わる議会事務局、議員秘書、官僚にも影響が及ぶ。国会議員の働き方改革は公務員の働き方改革及び公務員における女性比率向上にも不可欠の要素である。

海外の取組

IPUは、会期を学事日程と整合させること、遅い時間帯の議決を避けることを提言している。また、イギリスの議会改革を先導した「議会における女性議員連盟」は、議会日程の予見可能性を高めることを提言している。イギリス議会が調査委託した『良き議会』の報告書でも、家族責任と両立できるような審議日程の提案が詳細になされている。さらに

³参議院内閣委員会における附帯決議において、「内閣府は、・・・政党における女性の割合、・・・政党における女性候補者の状況・・・に関する実態調査、研究、資料の収集及び提供を行うこと」と記された。政党における女性の割合は、候補者における女性割合だけでなく、党内組織における女性割合と解されるべきであろう。

は、IPUによる『イギリス議会監査報告書』（2018年）においても、政治日程の予見可能性の低さ及び長時間労働の問題を指摘している。

（2）育児・介護休暇と代理投票

育児・介護休暇に関しては、出産を欠席事由に含めることは国会及び標準地方議会規則ではすでに実現している。日本で論点になるのは、長期の育児休暇制度の構築と代理投票の是非である。

出産・育児が理由で議決に参加できないとなると、国民・住民の負託を受けた国会・地方議員は職責を果たせなくなる。出産を公表した女性議員に対して、「職務放棄だ」といった批判が有権者から出ているが⁴、職責を果たせるだけの環境が整備されていない中、論点をずらして妊娠・出産した女性議員を責めるのでは、男女均等の議会は実現できない。

代理投票に関しては、自民党の国会改革プロジェクト・チームが議論を先導している。憲法では国会議員は「全国民を代表」（43条）し、また、両院の議事は「出席議員の過半数」（56条）と規定しているため、代理投票の導入は困難とされ、プロジェクト・チームからは遠隔投票という案もでて⁵いる。

家族責任との両立は政治分野における男女共同参画推進法が要請することであり、出産・育児中の女性議員が排除されない仕組みを構築する必要がある。憲法上の規定を含めた研究促進も求められるだろう。

海外の取組

イギリスでもフランスでも国会議員のための育児休暇制度は制度化されていない。必要に応じて欠席することで育児との両立を図っているのが実態である。イギリスの『良き議会』の報告書によると、調査を実施した海外の10議会のなかで、デンマークとスウェーデンが例外的に議員の育児休暇制度を整備している。

フランスにおいては、出産・育児による欠席も病欠扱いとされる。しかしながら、議員の産休・育休への社会的理解があり、育児・介護費用の一部を弁済する制度もある。欠席事由に出産・育児・看護・介護を認めるか否かは問題となっていないといえよう。

議員の欠席が大きな政治問題となるのは、1票が議決を左右する状況においてである。イギリスではEU離脱をめぐる混迷した政治状況下で、女性議員が議決に参加するために帝王切開の予定を延期したことが契機となり、2019年の1月にそれまでのペアリング制度に代わり代理投票が1年間試験的に導入されることになった。ペアリングとは、ある政党の議員が欠席する場合、対抗する政党の議員も欠席させることにより、採決には影響を及

⁴2017年に鈴木貴子議員が妊娠を公表すると、「一旦辞職すべき」「職務放棄」などの声が寄せられたことを自身のブログで公表し、「国民の代表としての責任、公人としての立場もあります。しかしながら、女性が妊娠することがそれらを放棄している、という考えには、私は承服しかねます。」と反論した（<https://ameblo.jp/takakosuzuki/entry-12292450544.html>、最終閲覧日：2019年3月15日）。

⁵『読売新聞』2019年2月27日（<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20190226-OYT1T50382/>、最終閲覧日：2019年3月15日）。

ぼさないための慣行である。しかしながら、イギリス議会ではペアリングした議員が採決に参加したという疑惑が持ち上がり、結果的に代理投票が導入されることになった。国会議員が同僚の議員を指名する制度となっている。

フランスではすでに代理投票が広く用いられており、同僚議員に投票を委任できる。代理投票が整備されているために議会への出席者が少ないというのが、日本から見ればむしろフランス議会の不思議な側面といえるかもしれない。

なお、代理投票は IPU が推奨する措置の 1 つである。

(4) 託児室・授乳への配慮

最後に論点となるのは、託児室整備・授乳への配慮である。

日本の国会にはすでに保育所が設置され、個室の事務所が議員会館にある国会議員は授乳室の需要は低いと思われるが、地方議会では託児室の整備は遅れており、会派単位での事務所となっているため、授乳室の確保も課題である。

海外の取組

イギリスでも議場での授乳は論点となっている。『良き議会』によると、2002年に授乳の許可を求める動議が女性議員から出されたが、下院議長は授乳を認めていない現行規則を変えないとの決定を下した。その後も現在に至るまで、女性議員たちは議場での授乳を求め続け、繰り返し争点となっている。『良き議会』及び IPU の『イギリス議会監査報告』書は授乳を認めるべきであるとの提言を出している。

なお、フランス議会においても、議場での授乳はまだ認められていない。

示唆 6：政治分野のハラスメント・暴力の撤廃に向けた具体的措置を講じる

日本でも近年になり女性候補者・議員へのハラスメント・暴力が認識されるようになってきた。ハラスメントの被害は深刻であり、被害者の政治参画の機会を奪い、さらには次世代の政治参画への意欲を減退させることにもつながる。政治分野におけるハラスメント・暴力は民主主義及び女性の政治参画の観点から、看過すべきでない重大な事態だと受け止めるべきである。実態調査を実施し、海外での取組を参考に適切な苦情処理機関を設置し、議会及び政党が被害者救済や加害者処罰、防止策に取り組む必要がある。

政治分野におけるハラスメントが注目を浴びるようになった契機は、2014年6月に東京都議会で起きたセクハラ・ヤジであろう。それを受けて、同年夏に全国フェミニスト議員連盟、秋に新日本婦人の会がそれぞれ女性地方議員を対象とするアンケート調査を実施した。前者では、「性にもとづくいやがらせや不快な言動を受けた」のは52%、後者では22.3%が抱きつかれたり触られたりした経験、「抱かせてくれたら（票を）入れたらわ」などの性的言動をうけたと記述している（三浦 2016: 5-7）。都議会セクハラ・ヤジは大きく報道され世間の関心も高かったが、東京都議会は行動規範の策定や防止策を講じるには至らなかった。加害者も所属会派を1年間離籍しただけであり、政党としての処分は下されなかった。

近年では、「オンライン・ハラスメント」や「票ハラスメント」の被害が広がっているとの報道が相次いでいる⁶。女性候補者・政治家が対象となるハラスメント・暴力は、議会内だけではなく、政党組織内で先輩議員・政党職員から、また支援者から受けることもある。新人候補者はとりわけ弱い立場に置かれている。さらに立場の弱い選挙運動従事者（ウグイス嬢等）や議員秘書も被害を受けている。状況を把握し対策を講じるために、実態調査を実施する必要があるだろう⁷。

「政治分野における男女共同参画推進法」の参議院内閣委員会における附帯決議では、内閣府の役割に女性の政治参画の障壁に関する実態調査が明記された。ハラスメント・暴力は女性の政治参画を阻む大きな壁であるから、内閣府の役割として実態の解明が期待される。ただし、IPUは調査するにあたり、聞き取り自体が被害者の二次被害を引き起こさないよう、また匿名性が確保されるよう、相当慎重な態度で臨んだと本調査のインタビューで答えている。日本で同様の調査を実施する際には、ハラスメント・性暴力の専門家を含めて設計・実施することが必要である。

ハラスメント・性暴力への対策としては、イスタンブール条約にも盛り込まれている被害者救済、加害者処罰、防止措置の3つの原則が重要である。またIPUが提言するように、被害者救済に関しては機密性のある相談窓口の設置、防止措置としては議会の行動規範・倫理規程、研修が必要であろう。加害者処罰に関してはその国のハラスメント法制を整備する必要があり、政治活動が適用対象となるような法的基盤が求められる。

議会自体がハラスメント防止策や救済策を講じるとともに、政党もまた党内及びその活動の中で生じるハラスメントを防止し、被害者を救済する責務を果たすべきである。ハラスメントや性暴力の加害者であることが判明した議員への処罰も適切に行うことも求められる。党首が断固とした姿勢を示すことが重要である。

海外の取組

IPUは2016年に世界規模の実態調査を実施し、さらに2018年にヨーロッパの議会を対象に詳細な被害調査及び議会の取組状況調査を行った(III.4.1参照)。前者の調査によると、女性議員の約8割が精神的暴力を、約2割が性的暴力を受けたと回答している。精神的暴力の約65%が屈辱的な性的又は性差別的な発言、約44%が殺人・レイプ・殴打予告、約42%がSNSにおける極度に屈辱的又は性的な自身の画像の拡散であり、被害の深刻さが窺われる。

また、IPUのヨーロッパの議会を対象とした調査では、被害は党派を超えて起きていることもはっきりと分かっている。つまり、一般的に女性の権利を擁護する傾向の強い中道左派政党においてもセクハラは発生している。党員・サポーターを含む政党組織内でのセ

⁶AERAdot. 「女性議員を追い詰める「票ハラ」被害が深刻化 その背景は？」(2019年2月6日) (<https://dot.asahi.com/aera/2019020500042.html>、(最終閲覧日：2019年3月15日)。

⁷2019年3月には女性の人権全国ネットワークが「選挙運動・政治活動ハラスメント」実態アンケートをネットで開始した

(<https://creativesurvey.com/ng/answers/e05fe920c4bbc3903e08d033f46765/>、(最終閲覧日：2019年3月15日)。

クハラ・性暴力は表面化しにくい。党内で誰かに相談をしたとしても、問題化すること自体が政党の評判を落とすような行為であると沈黙を強いられることにもなりかねない。

イギリス議会では、2017年に独立苦情処理規則（Independent Complaints and Grievance Policy）に関するワーキング・チームを立ち上げた。超党派・両院の議員及び議会職員の組合・労働者代表からなる同チームの提言に基づき、イギリスでは議会におけるパワハラやセクハラに関する行動規範を作成し、苦情処理や研修を含む制度を構築している最中にある⁸。

示唆7：IPU 監査を実施する

政治分野における男女共同参画を実現するためには、議員の働き方やハラスメント・暴力対策だけではなく、ジェンダー視点に立って議会規則・慣行を自己点検する必要がある。IPUの「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」の和訳は衆議院、参議院の事務局がともに行なっており、参議院はカラフルな小冊子も刊行し議員に配布している。しかしながら、IPUの行動計画が実際に参照され、議会改革につながるまでには至っていない。

ジェンダー視点に立って議会規則・慣行を総点検するためには、イギリス議会にならないIPU監査を実施することを検討すべきである。イギリス議会は先進国としては初めてIPU監査を招いたが、女性参政権100周年という区切りの年に実施した。日本では2020年に女性参政権75周年を迎える。女性議員比率が193か国中165位（IPU調べ、2019年1月現在）という事態から脱却するためにも、この機会を捉え現状を総点検することが有効ではないだろうか。

示唆8：「政治分野における男女共同参画推進法」の施行状況を監視する機関を設置する

「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性を高めるためには、施行状況を監視（モニタリング）する制度を構築し、政党の応答責任（アカウンタビリティ）を確保する必要がある。

実施状況の把握に関しては、すでに内閣府が「女性の政治参画マップ」としてビジュアル的に把握しやすい方法で公表している。内閣府の実態把握はイギリスの政府平等省よりも進んでおり、フランスのHCEとも遜色のない内容となっている。参議院内閣委員会における附帯決議に具体的な内閣府の調査項目が明記されたことから、実態把握を実施する法的基盤は整っている。ここからさらに政党の応答責任を確保する場をどのように設置するかが課題である。

イギリスの取組を参照にするならば、議院運営委員会に設置するのが一つの案となる。ジェンダーに配慮した議会運営を趣旨とし、「政治分野における男女共同参画推進法」の施行状況を監視し、必要な環境整備、とりわけ議会規則や議事慣行を、ジェンダー

⁸<https://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/offices/bicameral/independent-complaints-grievance-policy/>（最終閲覧日：2019年3月15日）。

をはじめとする多様性の観点から見直す役割を持たせる必要がある。参議院の共生社会に関する調査会がかつて女性の政治参画についても調査・提言を行なったが、法の施行状況を定期的に監視し、場合によっては法改正の提言ができる機関が必要である。フランスの取組を参考にし、男女共同参画会議の専門調査会にそのような機能を持たせることも検討課題であろう。

海外の取組

フランスはパリテ法制定と同時にパリテ監視委員会を設置し、法の施行を高める制度構築を伴った点が優れている。パリテ監視委員会は2013年には機能と権限を強化したHCEに再編された。当初は抜け道のあったパリテ法が2度の改正を経て、罰金が強化され実効性を高めたのも、パリテ監視委員会及びHCEが機能していたことがある。

イギリスは女性と平等特別委員会が必要に応じて、調査や有識者・政党関係者のヒアリングを実施している。もっとも、イギリスは政党別の女性比率すら政府は調査発表をしていない。2010年平等法106項は政党に対して候補者の多様性を公表することを要請しているが、実際には適用されていないため、法の施行を求める声が研究者からあがっている。IPUの『イギリス議会監査報告書』はイギリス議会に対して、女性と平等特別委員会及び両院合同人権特別委員会（Joint Committee on Human Rights）が共同で男女別統計を取り、毎年公表するよう求めている。

OECDはジェンダー主流化を実現するために道具箱（Toolkits for Mainstreaming and Implementing Gender Equality）を発表し、有効な監視手法を提言している⁹。議会内部で監視を行うのであれば、議会リーダーがきちんと関与する仕組みが重要であるとOECDは指摘する。

示唆9：エビデンスを収集した調査報告を定期刊行する

イギリス・フランス調査から引き出される教訓は、専門知識とエビデンスに裏打ちされた調査研究の必要性である。両国ともに、女性議員やパリテの状況に関する詳細な調査報告書を刊行しており、世論やメディアの理解を促すとともに、政党の変革へと繋げてきた。

女性の政治参画を阻む障壁は多岐にわたり、その解決方法も多様である。本書では政党や議会を中心に述べたが、有権者や広く社会の意識変革も重要である。また地域社会の壁も、地域差を踏まえた実態解明が不可欠である。そして、調査結果を社会で広く共有し議論を深めるためには、ビジュアル面でも工夫を凝らした効果的な広報・意識啓発も大切である。

海外の取組

フランスのHCEは年次報告書にてパリテの施行状況を公表するとともに、毎年テーマ

⁹<http://www.oecd.org/gender/governance/toolkit/parliament/mainstreaming-processes/monitoring/>（最終閲覧日：2019年3月15日）。

を定めた調査結果を載せている。長さは短い時は 40 頁、長い時は 100 頁超である。日本の「男女共同参画白書」に相当するが、政治分野だけでこの分量であることと、政治分野のテーマに限定した特集を掲載している点で極めて充実した内容となっている。

イギリスは女性と平等特別委員会が発行する定期的レポートの内容が充実している。さらに特筆すべきはサラ・チャイルド教授に委嘱した『良き議会』であろう。チャイルド教授はジェンダーと政治分野で国際的に著名な学者であり、イギリス議会研究の専門家でもある。半年間にわたりつぶさに観察したイギリス議会の状況に基づき提言を取りまとめたのが『良き議会』である。国会議員をはじめとする関係者との度重なる議論の中から生み出されたこともあり、実現可能な具体的提言が盛り込まれている。このような現場と専門家の対話は、日本においてももっと奨励されるべきではないだろうか。審議会方式で専門知をつまみ食いするのではなく、委託研究という形で体系だった専門知を現場が吸い上げる仕組みを構築すべきであろう。

イギリスではフォーセット協会の調査レポートも有益である。代理投票や議会におけるハラスメントなど、実際の政策提言につながる調査報告を適宜実施している¹⁰。

示唆 10：候補者男女均等の実現に向けた政党助成金のあり方を検討する

「政治分野における男女共同参画推進法」を踏まえて、その施行を促す制度として政党助成金を設計する必要があるだろう。すでに男女均等という目標が設定されている以上、その目標と実際の女性比率の差に応じて、より目標に近い政党ほど助成金が増額される仕組みや、助成金の一部を女性候補者擁立のために用いるという手法は、法の趣旨に沿ったものといえる。

フランスのパリテ法のように男女均等から離れるほど減額する制度も考えられるが、努力義務である推進法の遵守が助成金の減額という罰則を伴うことへの抵抗は強いと考えられる。

なお、政党助成金は国民一人当たり 250 円と総額が決まっているため、目標値を設定し、それに応じて増減させる仕組みとの整合性が取りにくいという課題がある。総額より少なく配分すれば国庫に税金が残ることになり、多く配分するには原資がない。政党間の相対的な女性比率に応じて配分する仕組みであれば、全額を配分でき、かつ女性比率の高い政党ほど多くを受け取れることになる。このような制度は政党の競争を促すことができるかもしれないが、推進法との親和性は低い。

このように、「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨に鑑みれば、政党助成金を法の目的に資するよう、助成金の一部の配分や用途について新たな仕組みを設ける手法の検討が考えられる。

¹⁰例えば、イギリス議会ではハラスメント防止のための行動規範を作成中であることから、フォーセット協会は有権者がどのように議会のハラスメントを認識しているかに関する世論調査を行った

(<https://www.fawcettsociety.org.uk/Handlers/Download.ashx?IDMF=6d479f99-6eff-48c1-a28e-0b4bf408a954>, (最終閲覧日：2019年3月15日)。現在進行形の議論に関係する調査を実施しエビデンスを提供することで、よりの確な政策形成に寄与している。

海外の取組

本調査団が IDEA を訪問した際に、政党助成金を改正し、女性議員が増えるようなインセンティブを付与すべきであるとの提言を受けた。

IDEA は 2003 年より政治資金データベースを立ち上げ、各国の政治資金の仕組みの紹介を行っている。政治腐敗を防ぎ公正な選挙を実施するには、政治資金の獲得方法や用途について公的な監視と規制が必要だからだ。近年では献金以外に政府からの助成金が投入されるケースも増えており、政党助成金のあり方は男女均等の議会を達成する手段としても注目を浴びるに至っている。IDEA は 2018 年に 30 か国の女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度の調査報告書「Gender-targeted Political Funding for Political Parties」を刊行した。日本への提言もこの報告書から引き出されたものである。

女性議員を増やすことを目的とする政党助成金とは、政党助成金を配分する際に政党の女性比率に応じた配分が助成金の全体あるいは一部に対してなされるもの、又は用途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されているものを指す。政党助成金だけで女性比率を向上させることは難しいが、クオータの導入と併せて設計した場合には、クオータの実効性をさらに高めることができると IDEA は指摘する。日本においては厳密な意味でのクオータではないものの、男女の数の均等を目指す推進法が施行されたことにより、政党助成金制度を通じて男女均等を目指すインセンティブを政党に与えることを IDEA は日本に対して推奨しているのである¹¹。

世界の 3 分に 2 の国が政党助成金制度を導入しているが、女性議員を増やすことを目的とする政党助成金制度を実施しているのは 30 か国である（巻末参考資料参照）。

女性比率に応じて助成額を変化させると、はたして政党行動は変わるのだろうか。第一に、女性候補者が多いほど多くの助成金を得られるようにすれば、政党はもっと女性を擁立する誘引を持つことになると考えられる。ただし、候補者比率だけでは勝算の低い選挙区に女性を集中的に擁立するかもしれないので、議席における女性比率に応じた配分も組み込むことが大事であると IDEA は指摘する。

第二に、女性候補者・議員が政党からの資金援助を得やすくなる効果が生まれる。女性比率に応じて増分されている以上、用途制限がなくとも政党は女性向けの財政援助をしやすくなる。もっとも、用途に関する監視が不十分であれば、政党が実際に何に使うかはわからないので、留意が必要である。

¹¹政党助成金とは別に、選挙資金を還付する制度も存在するが、立替払いが発生する制度はむしろ女性の政治参画を妨げるので推奨できないと IDEA は主張する。日本の供託金は還付制度に似ており、立候補者はポスターや葉書作成等の公費負担の恩恵を受ける一方で、事前に供託金を支払い、一定の得票数があれば還付される。IDEA の提言の趣旨からは、この制度も推奨されないことになるだろう。

おわりに

以上の 10 の示唆は本調査団による海外調査から得られた実際の教訓に基づくものである。「政治分野における男女共同参画推進法」を定着させるために必要な取組はこれらに限定されるものではない。ただし、イギリスとフランスの事例は、日本でも比較的簡単に実行できる取組が数多くあることを示している。法の施行状況を踏まえ、次なる取組の促進が求められている。

参考文献

- 庄司香（2012）「日本の二大政党と政党候補者公募制度：自民党宮城県連の経験が示す制度のエボリューション」『学習院大学法学会雑誌』48(1): 307-341.
- 堤英敬（2012）「候補者選定過程の開放と政党組織」『選挙研究』28(1) 5-20 頁
- （2019）「自民党における候補者公募制度の採用と政党地方組織」『選挙研究』35(1)掲載予定